

(旧)

総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する中間評価の調査検討等の進め方について

平成27年8月25日
評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成26年5月23日一部改正)(以下、「~~評価に関する~~本会議決定」という。)を定めている。

この「~~評価に関する~~本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたものについて、中間評価を実施することとしている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

1. 中間評価の目的

中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日 内閣総理大臣決定)を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。

(新)

総合科学技術・イノベーション会議の中間評価の調査検討等の進め方について(改定案)

平成27年8月25日
評価専門調査会決定
一部改正 平成 年 月 日

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成26年5月23日一部改正、平成29年7月26日一部改正)(以下、「本会議決定」という。)を定めている。

この本会議決定において事前評価を実施した研究開発について、中間評価を実施することとしている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

なお、本決定は本会議決定における、『総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発』に準用する。

1. 中間評価の目的

中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)及び総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用するとともに、各府省等の評価の充実化を図ることを目的とする。

素案

2. 実施体制

— 評価の手順

中間評価の実施にあたっては、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行った上で、評価専門調査会が評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

— 評価検討会委員の選定

評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者（座長として指名した者を含む）及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

3. 調査検討する事項

評価の調査検討は、一次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等の自己点検結果を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップ等における中間評価に関する指摘事項への対応状況や、事前評価やそのフォローアップ以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況~~

~~当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学的・社会的・国際的な意義とした事項等に関する効果~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む）の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況~~

2. 実施体制

(1) 評価の手順

中間評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。

(2) 外部の専門家・有識者等の選定

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

3. 調査検討する事項

次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等の自己評価結果等により、評価の調査検討を行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の指摘事項への対応状況や、事前評価以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

評価対象案件の実施府省における評価方法及び中間評価結果の妥当性

関連する上位の政策・施策等の目標を達成するための道筋を踏まえた中間評価時での成果と目標の達成状況

中間評価以降の成果予定と目標の達成見込み

今後の波及効果の見込み

研究開発マネジメントの妥当性

素案

—総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

4. 評価の実施

(1) 当該研究開発の見直し要否の判定

3. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、

~~ア) 当該研究開発の目標の達成状況~~

~~イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み~~

~~ウ) 研究開発マネジメントの妥当性~~

などを見極め、これらにより当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。

(2) 今後の課題等の検討

(1) の結論についての要因分析等を実施し、~~成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たって~~の課題等を検討する。

5. 評価結果の活用

(1) 評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

~~研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること~~

評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関連府省と連携して実施すること

今後の研究開発における予算配分に反映させること

等を促進する。

4. 評価の実施

(1) 当該研究開発の見直し要否の判定

3. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否及び実

施府省の評価の妥当性を判定する。

(2) 今後の課題等の検討

(1) の結論についての要因分析等を実施し、~~今後の課題等を検討する。~~

5. 評価結果の活用

(1) ~~政策・施策等への活用~~

評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

~~関連する上位の政策・施策等の推進・改善等に活用すること~~

評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関連府省と連携して実施すること

今後の研究開発における予算配分に反映させること

等を促進する。

素案

(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する。

(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する。

素案

(旧)

総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した
研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について

平成21年1月19日
評価専門調査会決定
一部改正 平成26年7月4日
評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は内閣府設置法の規定に基づき国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術会議決定、平成26年5月23日一部改正)(以下、「~~評価に関する~~本会議決定」という。)を定めている。この「~~評価に関する~~本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。

~~総合科学技術会議が平成21年1月19日までに事前評価を実施した研究開発は17件あるが、平成19年度に終了した研究開発があり、また、平成20年度以降もほぼ毎年度終了する予定の研究開発があることから、平成20年度から順次前年度に終了した研究開発に対して事後評価を実施する。~~

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

(新)

総合科学技術・イノベーション会議の
事後評価の調査検討等の進め方について(改定案)

平成21年1月19日
評価専門調査会決定
一部改正 平成26年7月4日
評価専門調査会決定
一部改正 平成 年 月 日
評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は内閣府設置法の規定に基づき国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術会議決定、平成26年5月23日一部改正、平成29年7月26日一部改正)(以下、「本会議決定」という。)を定めている。

この本会議決定において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

なお、本決定は本会議決定における、『総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発』に準用する。

素案

1. 事後評価の目的

~~総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価（以下、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価」という。）は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果やそのフォローアップの結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。~~

2. 実施時期

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。~~

なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、~~「評価に関する本会議決定」~~に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。

3. 実施体制

~~評価は、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行い、その結果を踏まえて評価専門調査会が評価結果案のとりまとめを行う。それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。~~

~~評価検討会における~~評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。

~~評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者（座長として指名した者を含む。）及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。~~

1. 事後評価の目的

事後評価は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果や中間評価の結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、~~今後の政策・施策等に活かしていくとともに、各府省等の評価の充実化を図ることを目的とする。~~

2. 実施時期

事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。

なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、本会議決定に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。

3. 実施体制

(1) 評価の手順

事後評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。

評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。

(2) 外部の専門家・有識者等の選定

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。

素案

4. 調査検討する事項

~~評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等の自己点検結果を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した成果及びそれ以外の成果~~

~~当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学的・社会的・国際的な意義とした事項等に関する効果~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む）の遂行状況~~

~~総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況~~

5. 評価の実施

(1) 当該研究開発の成否の判定

4. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、

~~ア) 当該研究開発の目標の達成状況の判定~~

~~イ) 科学的・社会的・国際的な効果の判定又は今後の波及効果の見込み~~

~~ウ) 研究開発マネジメントの妥当性の判定~~

などを見極め、これらにより当該研究開発の成否を判定する。

4. 調査検討する事項

次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等の自己評価結果等により、評価の調査検討を行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

評価対象案件の実施府省における事後評価結果及び評価方法の妥当性

関連する上位の政策・施策等の目標に対しての成果・達成見込み状況

アウトカム指標等の実現に向けた具体的な計画及び取組体制

事後評価時点における波及効果の見込み

事前評価の結果や中間評価の結果等において指摘した事項への対応状況

発現する見込みのアウトカム指標等に係る追跡調査もしくは追跡評価の実施予定

5. 評価の実施

(1) 当該研究開発の成否の判定

4. の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、

関連する上位の政策・施策等の目的・目標との整合性

アウトカム指標の実現に向けた計画の妥当性

波及効果見込みの妥当性

追跡調査・追跡評価の実施計画等の妥当性

などを見極め、これらにより当該研究開発の成否及び実施府省の評価の妥当性を判定する。また、総合科学技術・イノベーション会議による追跡評価の要否を判定し、必要と認める場合にはその概ねの実施時期を決定する。

素案

(2) 今後の課題等の検討

(1) の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。

6. 評価結果の活用

(1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

研究開発の特性等に応じてその成果を関連政策・施策に有効に活用すること

評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方を同府省が実施すること等を促進する。

(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する。

ただし、本決定において「総合科学技術・イノベーション会議」とあるのは、必要に応じ、「総合科学技術会議」と読み替えるものとする。

(2) 今後の課題等の検討

(1) の結論についての要因分析等を実施し、今後の課題等を検討する。

6. 評価結果の活用

(1) 政策・施策等への活用

評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

関連する上位の政策・施策等の推進・改善等に活用すること

評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方を同府省が実施すること等を促進する。

(2) 評価結果の公表

評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する。

ただし、本決定において「総合科学技術・イノベーション会議」とあるのは、必要に応じ、「総合科学技術会議」と読み替えるものとする。